

令和4年春季火災予防運動実施要綱

1 目 的

この運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り、もって火災の発生を防止し、高齢者等を中心とする死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的とする。

2 防火標語（令和3年度全国統一防火標語）

『 おうち時間 家族で点検 火の始末 』

3 実施期間

令和4年3月1日（火）から同年3月7日（月）までの7日間

4 実施区域

島原地域広域市町村圏組合消防本部 管内一円

5 実施要領

- (1) 消防本部は関係団体に協力を依頼し、積極的に本運動のPRを図る。
- (2) 各署々は、地域の実情に応じ、本運動が効果的に展開されるよう担当市と円滑な連携を保ち、一般指導要請にも的確に対処できるよう配慮する。
- (3) 本運動の推進にあたっては、新型コロナウイルス感染症の感染防止を目的として、不特定多数者を対象とする活動は自粛し、その他の活動実施に当たっては、密集・密接・密閉の状態を避けるとともに、マスクの着用及び手指等の消毒を確実に実行し実施する。

6 重点目標

- (1) 住宅防火対策の推進
- (2) 焼却行為からの火災発生防止対策の推進
- (3) 重大違反防火対象物に対する是正指導の推進
- (4) 消毒用アルコールの安全管理の推進
- (5) 車両火災予防対策の推進
- (6) 防火啓発活動

7 重点目標の取組に当たっての具体的な推進項目

(1) 住宅防火対策の推進

ア 住宅用火災警報器の設置の徹底、適切な維持管理の必要性及び方法等の具体的な広報並びに経年劣化した住宅用火災警報器の交換を推進する。

また、住宅用火災警報器の設置状況及び維持管理状況等を把握するためアンケート調査を実施する。

イ たばこ火災に係る注意喚起の広報を実施する。

ウ 「住宅防火 いのちを守る 10のポイント」に関する広報を実施する。

(2) 焼却行為からの火災発生防止対策の推進

管内の出火原因は過去10年以上「たき火」が1位であることから、構成3市環境課と協力して作成したリーフレット等を活用し、車両広報、届出指導及び巡回による揚煙現場の確認及び指導を行う。

(3) 重大違反防火対象物に対する是正指導の推進

第1種査察対象物に対し、本運動を活用した立入検査を積極的に実施する。

特に重大違反対象物の立入検査実施時には確実に違反を是正させるよう指導を徹底する。

(4) 消毒用アルコールの安全管理の推進

新型コロナウイルス感染症対策のため、消毒用アルコールの使用機会が増えていることから、消毒用アルコールの適切な使用・管理等を徹底するよう、「消毒用アルコールの安全な取扱い等について」（令和2年3月18日付け消防危第77号）等を踏まえた注意喚起を行い、安全管理の推進を図る。

(5) 車両火災予防対策の徹底

管内の駅舎への防火指導及びポスターを配付し、車両等の火災を予防し、安全な輸送を確保するとともに、関係者等の火災予防思想の高揚を図る。

なお、島原消防署及び北分署管内の駅舎への防火指導及びポスターの配付は予防課員が実施する。

(6) 防火啓発活動

ア 防火講話の実施

消防訓練等の機会をとらえ、防火講話を実施し、火災予防思想の普及を図る。

イ 懸垂幕の掲揚

火災予防運動期間中、各署々において懸垂幕及び防火のぼりを掲揚し、火災予防を呼びかける。

ウ 火災予防運動実施ポスター等の掲示・配布

火災予防運動実施ポスター等を街頭に掲示及び各事業所等に配布し、掲示を依頼する。

エ 「消防の時間」の設定

各市に「消防の時間」を設定し、防災無線を活用してスポット放送を行い、広く防火に対する認識を促し、火災予防の充実を図る。

※「消防の時間」の設定は、各署々において各市町と協議のうえ決定する。

オ 幼年消防クラブへの防火ハッピー着用依頼

各署々において、地域住民への火災予防意識の啓発を図るため、幼年消防クラブ員による防火ハッピーを着用しての登園・帰園を依頼する。

カ 広報活動の実施

各署々において火災予防巡回広報を実施する。

また、当組合ホームページにより火災予防広報を実施する。

8 その他（新型コロナウイルス感染症の感染防止対策等）

(1) 例年実施している「ひとり暮らしの高齢者調査」については中止とする。

(2) 例年実施している「一日消防署長による啓発活動」については中止とする。

(3) 例年実施している「防火啓発パレード」については中止とする。

(4) 立入検査及び消防訓練等は、令和2年4月24日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた検査等の対応について」を参照し、感染防止対策を徹底したうえで実施する。